優経通信

2016
4月号 VOL. 052

UK GROUP

桜がキレイな時期ですね♪春はお花見、お花見といえばやはりお酒・・・。今回はビールから雑学を１つどうぞ☆瓶ビールの蓋（王冠）のギザギザの数はいくつあるでしょう？答えは「21 個」です。実はＪＩＳ規格で定められているそうです。理由は、丸い瓶の口径部を均等に締め付けるには、３点で締めるのが力学的に最も安定していること、またヒダの大きさは、加工し易く、かつ必要以上の強度を実現しないといけない、といった理由で３の倍数である２１個に決定されたそうです。今までギザギザの数を気にしたことがなかったのですが、物事１つにも理由があり面白いですね。

通勤手当の非課税限度額「月額 15 万円へ引き上げ」

通勤手当は所得税法で非課税限度額が定められており、一定の限度額までは非課税となります。平成10年度税制改正によって非課税限度額が５万円 ⇒ 10万円へ引き上げられましたが、それ以降は現行の10万円のまま改正が行われていませんでした。今回の平成28年度税制改正大綱で、１８年ぶりに非課税限度額が引き上げとなります。

今回の見直しでは、月10万円とされている通勤手当又は通勤用定期乗車券の非課税限度額が、５万円上乗せされて月15万円となります。交通機関の発達によって、近年では新幹線を利用して通勤される方も少なくありません。そうした通勤の実態の背景を踏まえ見直しに至りました。

上記は、平成28年1月1日以後に受ける通勤手当より適用されます。
また企業が、就業規則に、通勤手当支給の上限額について、具体的な金額ではなく、「所得税の非課税限度枠の範囲内で支給する」といった形で規定している場合、税制改正による通勤手当の上限額が引き上げられることによって、会社の通勤費支給の限度額も自動的に15万円に変わることになりますので、この機会に、就業規則等もご確認ください。

健康保険の標準報酬月額等の上限引き上げ～平成 28 年４月から～

4月から毎月の健康保険料の金額の元になる標準報酬月額の上限が引き上げられます。この改正に伴い、下記のように３等級が追加され全50等級となりました（現行は47等級）。上限も139万円（現行121万円）に引き上げられます。
現行の上限額（４７等級）を適用している被保険者がいらっしゃる場合は、本人負担額及び保険料額が上がります。

改正前

等級	標準報酬月額	報酬月額
：	：	：
４７級	１２１万円	１１７．５万円以上

改正後（平成２８年４月１日以降）

等級	標準報酬月額	報酬月額
：	：	：
４７級	１２１万円	１１７．５万円以上１２３．５万円未満
４８級	１２７万円	１２３．５万円以上１２９．５万円未満
４９級	１３３万円	１２９．５万円以上１３５．５万円未満
５０級	１３９万円	１３５．５万円以上

※厚生年金保険の料金改定については、９月です。

※賞与にかかる保険料の計算の元になる健康保険の標準賞与額についても、４月から上限額が５７３万円に引き上げられます。（現行は５４０万円）

改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主に対し、平成28年4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」が届く予定です。（全国健康保険協会管掌のみ）。

知っとこ！「税務のマメ知識」

【空き家に係る譲渡所得の特別控除】

28 年度税制改正大綱において、「空き家に係る譲渡所得の特別控除」制度が新たに創設されました。周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすなどとして、近年、社会問題となっている空き家ですが、増加防止対策の一環としてこの制度が設けられました。相続により取得した家屋（敷地を含む）を譲渡した場合、または、相続で取得した空き家を除却したあとに土地を譲渡した場合に、その譲渡所得の金額について、3,000 万円の特別控除を受けることができます。

《適用期間》平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間の譲渡について適用。

《主な要件》

●昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で、相続の開始直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと。（区分所有建築物（マンション等）は対象外。）

●譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。

●家屋又は土地等の譲渡の対価の額との合計額が 1 億円を超えないこと。

●相続の時から譲渡の時まで、当該家屋・土地が、事業、貸付け、居住の用に供されていたことがないこと。

●その譲渡が、相続の開始があった日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものであること。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（所得費加算の特例）とは選択適用となります。

平成 28 年公示地価が発表！

平成 28 年 1 月 1 日時点における公示地価が、国土交通省より平成 28 年 3 月 22 日に発表されました。

皆さんは、お住まいの場所の土地がどのくらいの価額で取引されているかをご存知ですか？

地価公示は、毎年 3 月に行われるのですが、「地価公示法に基づいて、国土交通省土地鑑定委員会が毎年 1 月 1 日の都市計画区域等における標準地を選定して《正常な価格》を判定し公示」するものです。

公示地価は、土地の取引価格に一定の指標を与え、土地取引の目安となります。2 人以上の不動産鑑定士が各々評価を行い、その結果を審査し、現地の状況や、近隣の土地の売買実例等、必要な調整を行って、標準地の 1 平方メートル当たりの正常な価格を判定します。基本的に土地の売買取引は、売り主と買い主の合意に基づいて成り立つわけですが、その際に公示価格を 1 つの基準としていきます。公示価格は国土交通省のウェブサイトから参照できますので、ぜひご覧になってみてください。

http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/2016/index.html

✲HP のお知らせ✲

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！また、過去の優経通信も、ホームページに掲載しております★　【弊所ＨＰ】http://www.uk-g.co.jp/

今月のあなたの運勢　4月

A型	B型	O型	AB型
年度初めの忙しい時期も、持ち前のやる気で乗り越ろう！春らしい色の洋服で気分を高めてみて♪	物事に自信を持って全力で取り組もう！気になっている事は早めに終わらせるように心がけて♪	どんな相手にも誠意を持って対応し、人間関係を築こう！迷ったときは即決せずに慎重に考えて行動しよう☆	身近な人たちとのコミュニケーションを活発に☆これは・・・と思ったものには積極的に挑戦してみよう！

優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457　FAX03-5206-7458

ukz@uk-g.co.jp　http://www.uk-g.co.jp

いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。